

低温用鋼管における衝撃試験に関する事項

改正規則等

鋼船規則 K 編

鋼船規則検査要領 N 編

改正事項

低温用鋼管における衝撃試験に関する事項

改正理由

鋼船規則 K 編には、低温用鋼管に対する衝撃試験について、試験片として採取可能な供試材の幅が 5mm 未満となる場合は衝撃試験を省略できる旨規定されている。

しかしながら、化学成分は同じで、衝撃試験の結果の違いのみにより、材料記号を区分する低温用鋼管があり、上記規定により衝撃試験が省略されると、それらの差異が確認できない。

また、鋼船規則 N 編には、液化ガスばら積船に用いる材料の衝撃試験に関する規定が定められており、幅が 5mm 未満の試験片については、本会の適当と認めるところによる旨規定されているが、これに関する具体的な要件が規定されていない。

今般、低温用鋼管の JIS 規格である JIS G 3460 を参考に、幅 5mm 以上の試験片を採取できない場合の取扱いを明確化するように関連規定を改めた。

改正内容

低温用鋼管における衝撃試験に関し、試験片を採取できない場合の取扱いを明確化した。